

貸付対象者・土地の評価額は？

貸付対象

次のいずれにも該当する世帯

- 担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること
※マンションは対象になりません
※概ね評価額1,500万円以上（土地の評価は愛知県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います。建物は評価しません。）
- 将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること
- 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- 配偶者または親以外の同居人がいないこと
- 世帯の構成員が原則65歳以上であること
- 借入世帯が市町村住民税非課税か均等割課税の低所得者であること
※年金等の安定した収入が一定額以上の場合は原則として貸付対象外とします。

65歳以上

評価額
1,500万円以上

貸付金額 貸付期間は？

貸付内容

- 貸付限度額 居住用不動産のうち土地の評価額の70%を上限
- 貸付月額 1カ月あたり30万円以内で、生活に必要な最小限の金額を個別に設定
- 貸付期間 貸付元利金（貸付金+利子）が貸付限度額に達するまでの期間または、貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
- 据置期間 契約の終了後3か月以内
- 償還期限 据置期間終了時に一括償還
- 貸付利率 年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
- 償還の保全措置 推定相続人の中から連帯保証人として一人選任、居住する不動産に根抵当権等を設定

毎月の生活費 一年金等の収入 = 不足分を貸付
(一定の基準があります)

70%

留意事項

借入れにあたってご注意いただきたいこと

1 申請の際には十分にご検討ください

本資金制度は、あなたの大切な土地・建物を担保として貸付ける制度です。返済にあたっては、その不動産を売却してご返済していただくこととなりますので、申請にあたっては、内容を十分に確認の上ご検討ください。

2 推定相続人の方々にもご相談ください

推定相続人の方々に不動産を担保としての貸付であることの同意が必要ですので、推定相続人の方には必ずご相談ください。

3 貸付決定まで数カ月かかります

資金の貸付については十分な相談・審査・登記・契約等を行うため、貸付決定・送金まで数カ月かかりますのでご了承ください。

4 申請にかかった諸経費はご本人の負担となります

貸付が承認されなかった場合や、あなたのご都合により申請を取り消された場合であっても、申請にかかった経費（審査のための不動産鑑定費用など）は、お支払いいただきます。

5 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります

借受人が亡くなった場合は、連帯保証人もしくは相続人の方に担保の土地を売却していただき、貸付金の元金利子をご返済していただくこととなります。その場合には、同居のご家族が住み続けられなくなりますので、予めご了承ください。
※配偶者の方は貸付を引き継ぐことができる場合があります。

6 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります

7 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに新たな同居人を増やすことはできません

8 慎重に借入計画をたててください。

元金利子が限度額に達した場合は貸付が終了となりますので、毎月の借入金額、借入期間等については、慎重にご検討ください。

経費

